

事務連絡
令和3年3月19日

各都道府県バス協会
専務理事 様

公益社団法人日本バス協会
総務部

緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症対策の着実な実施等に係る
傘下会員等への周知について(依頼)

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和3年3月18日に開催された第58回新型コロナウイルス感染症対策本部において、3月21日をもっての緊急事態宣言の解除と解除後の新型コロナウイルス感染症への対応が決定され、これに伴い新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更されました。

これを受け、今般、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、国土交通省自動車局を通じ、別添1及び別添2の内容について依頼がありました。

各都道府県バス協会におかれては、これらについて会員事業者へ周知いただくとともに、基本的対処方針に基づく感染予防対策の徹底、緊急事態措置区域から除外された11都府県におけるテレワークの推進等による出勤者数の7割削減を目指す取組み、その他感染拡大防止に係る協力依頼等を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

《添付資料》

・ 国土交通省自動車局 事務連絡

(別添1)内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 事務連絡(令和3年3月18日付け)

「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の終了について」

(別添2)内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡(令和3年3月18日付け)

「テレワーク等の推進について」